

令和7年5月16日

令和7年第2回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和7年5月15日付託分)

福祉子どもみらい局

目 次

ページ

議案（条例その他）

行政指導の趣旨及び責任者を明示した書面の交付請求訴訟の判決に対する控訴（専決処分） の概要	1
--	---

行政指導の趣旨及び責任者を明示した書面の交付請求訴訟の判決に対する控訴（専決処分）の概要

(1) 要旨

令和3年から5年にかけて、鎌倉三浦地域児童相談所（以下「鎌三児相」という。）が原告に対して送付した手紙等が行政指導に該当するとして、その趣旨及び責任者を明示した書面の交付を求めて県を被告として提起された訴訟について、令和7年4月16日、横浜地方裁判所において判決の言渡しがあり、県が一部敗訴した。

判決の内容を慎重に検討した結果、本判決は、事実の誤認及び法律判断に誤りがあるものと認められることから控訴したが、この控訴手続について、急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものである。

(2) 事案の概要

児童養護施設に入所中の児童の養親である原告は、鎌三児相の職員から、令和3年12月9日付けで、当該児童に対し手紙を送付しないよう求める旨の書面の送付を受けた（以下「本件行為1」という。）。

また、原告は、鎌三児相の職員から、令和4年11月8日から令和5年4月28日までの間、計7回にわたり、原告と鎌三児相との面談に当該児童の実親を連れて来ないよう求める旨について書面の送付を受けたり、電話で伝えられたりした（以下「本件行為2」という。）。

原告は、本件行為1及び本件行為2は行政指導に該当するとし、原告の求めに応じて、趣旨及び責任者を明示した書面を交付する義務があったにもかかわらず、当該書面の交付がされなかったことは神奈川県行政手続条例に違反するなど主張し、県に対し、本件行為1及び本件行為2の趣旨及び責任者を明示した書面の交付を求め、令和5年6月12日、横浜地方裁判所に提訴した。

(3) 第一審（横浜地方裁判所）の概要

ア	提 訴 年 月 日	令和5年6月12日
イ	原 告	県内在住 個人
ウ	被 告	神奈川県
エ	請 求 内 容	

- (ア) 被告は、原告に対し、本件行為 1 の趣旨、責任者（指導当時の責任者）を書面にて回答、交付せよ。
- (イ) 被告は、原告に対し、本件行為 2 の趣旨、責任者を書面にて回答、交付せよ。
- (ウ) 訴訟費用は被告の負担とする。

オ 判決の概要

(ア) 判決の言渡し日 令和 7 年 4 月 16 日

(イ) 判決の主文

- a 被告は、原告に対し、本件行為 2 の趣旨を記載した書面を交付せよ。
- b 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- c 訴訟費用は、これを 4 分し、その 3 を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

(4) 控訴年月日

令和 7 年 5 月 2 日 東京高等裁判所に控訴